

平成30年度

財政援助団体等
監査報告書

平成30年12月

小樽市監査委員

目 次

出資団体監査報告	1
(小樽開発埠頭株式会社)	
1 監査執行者	2
2 監査を実施した団体及び実施期日等	2
3 監査対象事務の範囲	2
4 監査の主眼及び実施方法	2
5 団体の概要等及び収支の状況	2
6 監査の結果	3
指定管理者監査報告	4
1 監査執行者	5
2 監査を実施した指定管理者及び実施期日等	5
3 監査対象業務等の範囲	5
4 監査の主眼及び実施方法	5
5 指定管理者の概要等及び監査の結果	5
(1) マルミプラス株式会社	5
(2) 小樽地方職業訓練協会	7
(3) 株式会社小樽水族館公社	8

出資团体監查報告

1 監査執行者

監査委員 小 林 優

監査委員 前 田 清 貴

2 監査を実施した団体及び実施期日等

団体の名称及び代表者	実施期日	出資金額	出資割合	主管部室課等
小樽開発埠頭株式会社 代表取締役 山田 藤夫	平成30年11月7日	千円 30,000	% 30.0	産業港湾部 港湾室

3 監査対象事務の範囲

平成29年度及び平成30年度の事業年度における小樽開発埠頭株式会社（以下「開発埠頭」という。）に係る経理関係事務

4 監査の主眼及び実施方法

監査は、出資目的に沿った事業運営が行われているか、財務諸表は法令等に準拠して作成され、経営成績及び財政状況が適正に表示されているか、会計経理、財産管理等の事務が適正に行われているかに重点を置きました。

監査に当たっては、あらかじめ団体及び主管部室課等から事業計画書及び事業報告書、財務諸表などの資料の提出を求めるとともに、経理関係諸帳簿、預金通帳その他証書類について抽出により審査を行い、併せて関係者から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

5 団体の概要等及び収支の状況

ア 団体の概要

開発埠頭は、第3号ふ頭が建設された昭和30年当時、未整備であった貨物保管施設の建設要望が経済界から多く寄せられたことを背景に、上屋、倉庫等を整備することを目的として、小樽市及び民間諸団体等との共同出資により、昭和31年10月に設立されました。

イ 事業の概要

開発埠頭は、港湾運送事業のほか、倉庫業、荷役施設等の設置及び管理に関する事業などを行っています。

ウ 収支の状況

収支の状況は、次のとおりです。

項 目		平成29年度 (決算)	平成30年度 (9月末現在)
営業 損 益	売上高 A	388,038,448	196,848,042
	販売費及び一般管理費 B	385,757,424	195,538,913
	営業損益 (A-B) C	2,281,024	1,309,129
営業外 損 益	営業外収益 D	11,144,725	9,091,182
	営業外費用 E	9,706,008	2,443,055
	差引 (D-E) F	1,438,717	6,648,127
経常損益 (F+C) G		3,719,741	7,957,256
特別利益 H		-	-
特別損失 I		681,500	-
税引前当期純損益 (G+H-I) J		3,038,241	7,957,256
法人税及び住民税 K		891,400	-
法人税等調整額 L		△ 277,000	-
当期純損益 (J-K-L) M		2,423,841	7,957,256

(注) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までです。

平成29年度は、当期売上高388,038千円で、販売費及び一般管理費を差し引いた営業損益は2,281千円の営業利益となりました。また、営業外損益を考慮した経常損益は3,720千円の経常利益となり、特別損失、法人税及び住民税、法人税等調整額を考慮した当期純損益は2,424千円の純利益となりました。

平成29年度末における財産の状況は、次のとおりです。

借 方		貸 方		
資 産	流動資産	263,043,887	流動負債	331,033,217
	固定資産	456,386,815	固定負債	62,734,867
	有形固定資産	370,310,764	株主資本	325,662,618
	無形固定資産	549,185	資本金	100,000,000
	投資その他の資産	85,526,866	利益剰余金	225,662,618
資産合計		719,430,702	負債・純資産合計	719,430,702

6 監査の結果

事業の経営成績及び財政状況は適正に表示されており、また、会計経理、財産管理等の事務は適正に行われていました。

指定管理者監査報告

1 監査執行者

監査委員 小 林 優

監査委員 前 田 清 貴

2 監査を実施した指定管理者及び実施期日等

指定管理者の 名称及び代表者	実施期日	公の施設	指定期間	主管部室課等
マルミプラス株式会社 代表取締役 刈田 晋弥	平成30年11月6日	小樽市銭函パーク ゴルフ場	平成28年4月1日 ） 平成31年3月31日	教育部 生涯スポーツ課
小樽地方職業訓練協会 会長 濱本 進	平成30年11月6日	小樽市事業内 職業訓練センター	平成28年4月1日 ） 平成33年3月31日	産業港湾部 商業労政課
株式会社小樽水族館公社 代表取締役 伊勢 伸哉	平成30年11月7日	小樽市鯉御殿	平成28年4月1日 ） 平成33年3月31日	産業港湾部 観光振興室

3 監査対象業務等の範囲

平成29年度及び平成30年度における公の施設の指定管理に係る管理運営業務及び経理関係事務

4 監査の主眼及び実施方法

監査は、公の施設の指定管理者として、小樽市と締結した施設の管理に関する基本協定に基づき、その管理運営及び会計経理が適正に行われているかに重点を置きました。

監査に当たっては、あらかじめ指定管理者及び主管部室課等から事業計画書及び事業報告書などの資料の提出を求めるとともに、経理関係諸帳簿、預金通帳その他証書類について抽出により審査を行い、併せて関係者から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

5 指定管理者の概要等及び監査の結果

(1) マルミプラス株式会社

ア 指定管理者の概要

マルミプラス株式会社（以下「マルミプラス」という。）は、昭和41年2月に設立され、造園工事の設計、施工並びに監理などの事業を行っている法人で、平成25年度から公募により小樽市銭函パークゴルフ場（以下「パークゴルフ場」という。）の指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

パークゴルフ場の管理運営業務としては、「小樽市銭函パークゴルフ場の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に従い、パークゴルフ場の利用料金の収受に関する業務、施設の運営及び管理のほか、自主事業を行うことにより施設の利用促進を図っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市銭函パークゴルフ場の管理費用に関する協定書」を締結し、管理費用として平成29年度は5,097千円を支出しており、平成30年度は5,097千円の支出を予定しています。

利用料金については、「小樽市銭函パークゴルフ場条例」に基づき指定管理者の収入とされています。

パークゴルフ場の経理事務は、収入は事務職員が関係諸帳簿等を整備し、経理責任者の総務課長を経由した上で代表取締役が決裁する体制で処理し、支出はマルミプラス本体経理と一括して行われ、立て替えしたパークゴルフ場経費を専用口座の残額に応じて、総務課長の下、随時、振替処理することなどで精算し、指定管理者の専用口座で管理されています。

なお、収支の状況は次のとおりです。

平成29年度				平成30年度（9月末現在）			
収入		支出		収入		支出	
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
	千円		千円		千円		千円
管理費用	5,097	人件費	2,241	管理費用	3,598	人件費	1,600
利用料金	1,123	事務費	459	利用料金	1,114	事務費	457
自主事業収入	130	事業費	99	自主事業収入	65	事業費	55
		管理費	4,195			管理費	3,184
計	6,350	計	6,994	計	4,777	計	5,296

平成29年度の支出の主なものは、人件費のほか、管理費（芝生等維持管理経費2,969千円、仮設トイレリース経費433千円、修繕費300千円など）となっています。

なお、平成29年度の収支は、雨天などの天候不良の影響等により、収入で利用料金が見込額を下回ったことに加え、支出で芝生等維持管理費などが見込額を上回ったことから、収支不足となっています。

ウ 施設の利用状況

利用者数の状況は、次のとおりです。

区分	平成29年度			平成30年度（9月末現在）		
	市内	市外	計	市内	市外	計
	人	人	人	人	人	人
4月	112	18	130	168	27	195
5月	1,301	163	1,464	1,385	122	1,507
6月	1,171	169	1,340	1,234	208	1,442
7月	1,265	129	1,394	1,332	164	1,496
8月	1,498	151	1,649	1,274	146	1,420
9月	1,299	153	1,452	1,378	144	1,522
10月	1,299	156	1,455	-	-	-
11月	184	27	211	-	-	-
合計	8,129	966	9,095	6,771	811	7,582

（注）開設期間は、4月から11月までです。

なお、利用者数の増に向けた取組として、春と秋のパークゴルフ大会やチャリティーマーケットなどの自主事業が行われています。

エ 監査の結果

基本協定に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経理及び出納事務は適正に行われていました。

(2) 小樽地方職業訓練協会

ア 指定管理者の概要

小樽地方職業訓練協会（以下「職業訓練協会」という。）は、職業訓練及び技能検定の普及促進に努めることで、技能労働者の育成確保を図り、地域産業の振興に寄与することを目的とし、昭和37年3月に設立された団体で、現在は建築技能協同組合など5団体で構成されています。

また、職業訓練協会は小樽市事業内職業訓練センター（以下「職業訓練センター」という。）が開設された昭和44年4月から管理運営業務を受託しておりましたが、指定管理者制度への移行に伴い、平成18年4月から任意選定により職業訓練センターの指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

職業訓練センターの管理運営業務としては、「小樽市事業内職業訓練センターの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に従い、職業訓練センターの研修室及び会議室の使用許可に関する業務並びに施設の維持管理等を行っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市事業内職業訓練センターの管理費用に関する協定書」を締結し、管理費用として平成29年度及び平成30年度ともに1,325千円を支出しています。

職業訓練センターの経理事務は、事務局職員が出納から決算に至るまでの関係諸帳簿等を整備し、監事が決裁する体制で処理されており、その収支は指定管理者の専用口座で管理されています。

なお、収支の状況は次のとおりです。

平成29年度				平成30年度（9月末現在）			
収入		支出		収入		支出	
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
	千円		千円		千円		千円
管理費用	1,325	人件費	768	管理費用	1,325	人件費	384
繰越金	17	光熱水費	249	繰越金	94	光熱水費	53
		委託料	166			委託料	65
		管理経費	65			管理経費	23
計	1,342	計	1,248	計	1,419	計	525

(注) 受取利息は、表示単位未満のため記載を省略しています。

ウ 施設の利用状況

利用件数の状況は、次のとおりです。

区分	研修室		会議室		計	
	件数	延べ日数	件数	延べ日数	件数	延べ日数
平成29年度	10	20	33	49	43	69
平成30年度	4	11	19	24	23	35

(注) 平成30年度は、9月末現在です。

エ 監査の結果

基本協定に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経理及び出納事務は適正に行われていました。

(3) 株式会社小樽水族館公社

ア 指定管理者の概要

株式会社小樽水族館公社（以下「水族館公社」という。）は、旧市立小樽水族館が老朽化したことから、新水族館の建設推進とその経営に当たることを目的として、小樽市と民間との共同出資により昭和48年2月に設立された法人で、平成16年4月から公募により小樽市鯉御殿（以下「鯉御殿」という。）の指定管理者に指定され、現在は水族館及び遊園地の経営のほか、水産生物の研究を行っています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

鯉御殿の管理運営業務としては、「小樽市鯉御殿の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に従い、入館者の許可に関する業務のほか、建物及び展示資料等の維持管理を行っています。

また、入館料徴収事務委託契約に従って、鯉御殿使用料の徴収を行っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市鯉御殿の管理費用に関する協定書」を締結し、管理費用として平成29年度は5,268千円を支出しており、平成30年度は5,539千円の支出を予定しています。

鯉御殿の経理事務は水族館公社の経理と一括して行われていますが、鯉御殿費用として区分され、費用の支出については事務職員が専用の補助簿等を整備し、常務取締役を経由した上で全て代表取締役まで決裁を行う体制で処理されてきました。また、基本協定に定める指定管理者の専用口座を開設していますが、管理費用が全て水族館公社の口座で処理されており、専用口座の適切な運用が図られていませんでした。

なお、収支の状況は次のとおりです。

平成29年度				平成30年度（9月末現在）			
収 入		支 出		収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円		千円		千円
管 理 費 用	5,268	人 件 費	3,553	管 理 費 用	3,680	人 件 費	2,490
		事 務 費	16			事 務 費	1
		事 業 費	56			事 業 費	-
		消 耗 品 費	193			消 耗 品 費	57
		光 熱 水 費	197			光 熱 水 費	128
		通 信 運 搬 費	220			通 信 運 搬 費	53
		修 繕 料	179			修 繕 料	142
		衛 生 費	38			衛 生 費	54
		保 全 管 理 費	692			保 全 管 理 費	313
		一 般 管 理 費	124			一 般 管 理 費	442
計	5,268	計	5,268	計	3,680	計	3,680

ウ 施設の利用状況

入館者数の状況は、次のとおりです。

区 分	平成29年度			平成30年度（9月末現在）		
	個 人	団 体	計	個 人	団 体	計
4 月	人 826	人 -	人 826	人 976	人 -	人 976
5 月	1,884	54	1,938	1,727	110	1,837
6 月	2,336	84	2,420	1,933	72	2,005
7 月	2,627	62	2,689	2,244	152	2,396
8 月	2,682	-	2,682	2,474	78	2,552
9 月	1,970	52	2,022	1,753	79	1,832
10月	1,549	24	1,573	-	-	-
11月	291	25	316	-	-	-
合 計	14,165	301	14,466	11,107	491	11,598

(注) 開設期間は、4月から11月までです。

なお、入館者数の増に向けた取組として、毎年、「おたる祝津にしん群来祭り」の開催に合わせて一般参加者に鯺幼魚を放流してもらうなどの自主事業が行われています。

エ 監査の結果

基本協定に従い管理運営業務は適切に行われ、それに伴う収支の会計経理においても関係諸帳簿等により適正に行われていましたが、出納事務においては、基本協定第44条第1項で規定する専用口座で管理することとなっているものの、当該口座を使用していないことから、適切な事務処理がされていないものと考えます。